



ハラスメントの防止・根絶に向けて市長が宣言します

～気づきのためのチェックリストも作成し、職員一人ひとりの意識の改革を進めます～

生駒市では、令和7年7月1日から「生駒市のハラスメントの防止等に関する条例」が施行され、市としてハラスメントをなくす姿勢を明確化し、防止等の取組を進めています。今回、その取組の一つとして、市長による「ハラスメント防止・根絶宣言」を実施するとともに、職員一人ひとりの意識を改革するための「ハラスメント防止・根絶」チェックリストを作成しました。

■ 「ハラスメント防止・根絶宣言」（別紙参照）

市長自らが「ハラスメントを起こさせない」という意思を示し、ハラスメントは、組織全体で取り組むべき重要な課題であることを明確化し、取組を推進していきます。

ハラスメント防止・根絶宣言

ハラスメントは、個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為です。

また、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなります。

よって、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、以下のとおり宣言します。

- 一、ハラスメントになり得る言動を十分に理解し、ハラスメント行為を絶対に行いません。
- 一、互いの人格を尊重し、信頼し合うことで、職員の能力を十分に発揮させることができる勤務環境をつくります。
- 一、いかなるハラスメントも、黙認したり見過ごしたりせず、迅速かつ適切な解決に向けて行動することを誓います。

生駒市長

■ 「ハラスメント防止・根絶」チェックリスト（別紙参照）

ハラスメントは、ハラスメントをしている本人が無意識で行っている場合があります。そのため、一人ひとりの意識の改革を促す必要があります。誰もが安心して働ける勤務環境をつくるためには、職場の人間関係の構築と互いへの気遣いが大切です。

相手が「嫌だな」と思うことを自分がしていないか、普段から自分自身の言動を振り返り、チェックできるように、令和6年度に実施したハラスメントに関するアンケート調査も反映し、チェックリストを作成しました。

この件に関する報道関係からのお問合せ

奈良県生駒市総務部人事課（課長 小澤、課長補佐 伊藤） ☎0743-74-1111（内線 4250）